

『固定資産税』についてのお知らせです

○家屋を新築された方へ

家屋を新築、または増築されますと、新たに固定資産税が課税されることとなります。(10㎡以下の新築、または増築も対象です。)

課税の対象となる家屋については、随時家屋調査を行っています。調査の際には建物の図面を確認し、家屋内を拝見させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

◎新築住宅に対する減額措置

平成22年3月31日までに新築し、次の要件を満たす住宅については、新築後3年間、家屋の固定資産税が減額されます。(3階建て以上の中高層耐火住宅は5年間)

減額の対象となる要件

1. 居住用の家屋又は、店舗などと併用して居宅部分のある家屋であること。
2. 居住部分の総床面積が全体の1/2以上であること。
3. 居住部分の総床面積が50㎡(アパートなどは1世帯当たり40㎡)以上280㎡以下であること。


減額される範囲(居住部分のみ)

居住部分の床面積	減額の割合
居住部分の床面積が120㎡までの場合	税額が1/2に減額
居住部分の床面積が120㎡を超える場合	120㎡に相当する分の税額が1/2に減額

○家屋を取り壊した方へ

家屋の一部または全部を取り壊した方は、「家屋異動届」を提出してください。(用紙は千畑庁舎税務課、六郷・仙南庁舎総合サービス課に備えてあります。)

取り壊された家屋には、届出した翌年から課税されませんが、取り壊された家屋の種類が、居宅の場合、住宅用地に対する課税標準額の特例等が該当しなくなることになり、土地の税額が上がる場合もあります。

 役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2104、2105)

国民健康保険税の納付についてお知らせです

◎国民健康保険税の納付方法が変わります

国保制度の改正により、国保に加入している方全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税については、世帯主の年金から徴収(特別徴収)させていただくことになりました。平成20年度は、1～3期までは納付書あるいは口座振替で納付していただき(普通徴収)、10月からは年金からの徴収(特別徴収)になります。なお、申し出により、特別徴収から普通徴収へ変更できることもあります。

◎納付に関してお困りのことがありましたら

お早めにご相談ください。失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により生活が著しく困窮することがあります。そのために保険税の納付が困難な場合は、申請により納期を遅らせたり、分割、減免、免除が認められたりする場合があります。

 役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902

平成20年度道路維持補修工事のお知らせ

傷んだ舗装の補修工事の下記のとおり行います。近隣地域の皆さんと通行する方々にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いします。

工事箇所 ● 下図15箇所

予定工期 ● 7月下旬～10月上旬

作業時間 ● 午前8時～午後5時

交通規制 ● 片側交互通行 工事箇所の状況によっては全面通行止めになる場合がありますので、工事看板等で迂回路をご確認ください。

※作業時間・交通規制は状況により変更になる場合があります。

番号	路線名	場所	工事延長
①	千屋線	千屋字中小森	240m
②	千屋線	千屋字荒屋敷	580m
③	安城寺幹道2号線	安城寺字談古町	300m
④	畑屋・内村線	畑屋字高野	300m
⑤	野中・筑後屋敷線	野中字上明子	365m
⑥	坪立線	六郷字大荒田	270m
⑦	紀の国・細田線	六郷字紀の国	300m
⑧	愛宕・田の尻線	六郷東根字北明田地	320m
⑨	五羽田・町ノ内線	境田字上中野町	560m
⑩	下八百・米ノ口線	飯詰字北中島	450m
⑪	下万願寺・上糠淵線	金沢西根字北今泉	100m
⑫	二ツ柳・上大久保線	金沢西根字上大久保	300m
⑬	二ツ柳・上大久保線	金沢西根字上笹巻	650m
⑭	切上・東君堂線	金沢西根字南千間谷地	350m
⑮	切上・東君堂線	金沢西根字新田	300m



問い合わせ 役場(仙南庁舎)建設課 建設班
☎0187(84)4910